

## ❖ 2年（第14回生）『地域・在宅看護方法論Ⅲ』の授業風景です❖

『地域・在宅看護方法論Ⅲ』でプレゼンテーションを行いました

『地域・在宅看護論』は、令和4年4月から看護学校に適用されている改正カリキュラム（第5次指定規則改正）における改正の“中核”を担う科目です。我が国は世界に例のない超高齢多死社会に突入しており、出生数や生産年齢人口も減少する中、医療・療養の場を「病院から在宅（生活の場）」に移行しようとする地域包括ケアシステムの構築が推進されています。このような社会の変化を背景に構築される地域包括ケアシステムの理解を基盤として、その中で展開される看護を学ぶ科目が『地域・在宅看護論』です。



今回ご紹介する地域・在宅看護方法論Ⅲは、2年次の後期課程に配置されている科目です。自宅での療養生活を継続する対象者の意思決定支援と、自宅という環境下での倫理的配慮と安全性を確保する援助技術についてグループワークとプレゼンテーションを行い学びを共有しました。どのグループも対象者にとっての「生活の場」であることを重視した援助が考えられており、使用する物品にも学生ならではの柔軟なアイデアが活かされていました。

2025・2・6

副学校長 渡會睦美



みんな真剣に発表を聴いています。  
メモを取る姿も…😊



最後に、授業のまとめとして地域・在宅看護論担当  
教員の阿部先生から、コメントがありました。  
住み慣れた場で“その人らしい”生活を支援する  
ための看護の重要性が理解できました。

